

令和7年度 固定資産課税台帳の閲覧など

問 税務課 (☎62-1008) ID 1009973

◆固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の写しの交付）

固定資産を所有する人や土地・家屋を借りている人は、関係する固定資産の固定資産課税台帳を閲覧できます。所有者など納税義務のある人が希望する場合は、名寄帳の写しを交付します。

時 4月1日(火)～3月31日(火) ※土日祝日・12月29日～1月3日を除く

場 税務課、富士松支所、各市民センター

閲覧できる人	▶納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人 ▶納税義務者の代理人（委任状が必要） ▶固定資産税の納税管理人 ▶借地借家人およびその同一世帯の親族 ▶借地借家人の代理人（委任状が必要） ▶固定資産を処分する権利を有する人
必要なもの	▶本人確認書類 ▶相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類 ▶代理人は委任状（法人は代表者印を押印したもの） ▶借地借家人は賃貸借契約書 ▶固定資産を処分する権利を有する人はその権利を有することを証する書類
手数料	▶4月30日(火)までは無料 ▶借地借家人などが閲覧する場合および過年度分(令和6年度以前分)を閲覧する場合は有料

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税義務者（非課税などの理由により納税義務が生じない場合を除く）が他の所有者の土地や家屋と比較して、価格（固定資産税の評価額）が適正であるかを確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

時 4月1日(火)～30日(火) ※土日祝日を除く 場 税務課

縦覧できる人	▶納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人 ▶納税義務者の代理人（委任状が必要） ▶固定資産税の納税管理人
必要なもの	▶本人確認書類 ▶相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類 ▶代理人は委任状（法人は代表者印を押印したもの）

※電話による内容の問合せは回答不可 ※帳簿のコピー不可

◆課税明細書および納税通知書の発送

固定資産税・都市計画税の課税明細書と納税通知書を4月上旬に発送します。

3月24日(月)申請分からパスポートが変わります

問 市民課 (☎95-0006) ID 1002955

◆受取日数の変更

偽造・変造対策を強化するため、顔写真のページにプラスチック基材を用いた旅券の交付が始まります。国立印刷局が作成するので、申請から受取までの日数が変わります。

窓口	現行 (県が作成)	3月24日以降 (国が作成)
刈谷市役所パスポート窓口	8日	12日
愛知県旅券センター	6日	10日

※受取までの日数は土日祝日・12月29日～1月3日を除く

◆電子申請の対象の拡大・手数料の変更

有効期限が1年未満の人のパスポート更新の申請に加え、新規（期限切れの更新を含む）のパスポートの申請も対象となります。これに伴い、手数料が変わります。

パスポートの種類	現行	3月24日以降	
		電子申請	書面申請
10年旅券	16,000円	15,900円	16,300円
5年旅券	11,000円	10,900円	11,300円
5年（12歳未満）旅券	各6,000円	各5,900円	各6,300円
残存有効期間同一旅券			

※電子申請は、戸籍謄本の提出の省略可（マイナポータルで戸籍連携の同意が必要）。